

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その16～

遺言書が残されていた場合に期待される効果 その2（子がない夫婦の場合）

● 子がない夫婦の場合

子がない相続で、親の先に死亡している場合には、配偶者と第三順位の兄弟姉妹が相続人となります。この場合、遺言書を残しておけば兄弟姉妹には遺留分が認められていないことから、遺言書どおり相続させることができます。

そのため、夫婦はそれぞれ遺言書を作成しておくことが肝要です。たとえば、夫から妻へすべての財産を妻に相続させる旨の遺言書を作成しておけば、妻が遺言によってすべての財産を取得することができます。その場合、妻が先に亡くなったときに備えて、補充遺贈（妻に相続させるとしている財産は、〇〇に遺贈する。）しておくことや、受遺者が遺贈の放棄をした場合にも対応できるような遺言書（例えば、遺贈の放棄があった場合には、〇〇市に寄附する。）にしておかなければなりません。

また、妻の遺言書では、夫が親から相続した不動産は、夫の血縁者（例えば、甥や姪）に遺贈し、金融資産は市町村などへ寄附をする旨の遺言書を作成されることが少なくありません。

遺言書がないと妻は、夫の兄弟姉妹と遺産分割協議を行うことになり、金銭的な負担だけでなく、精神的な負担も重くのしかかることになります。遺産分割協議が調わない場合には、被相続人の預貯金等が凍結され、日々の生活にも支障が生じることもあります。

また、相続税の申告においても、申告期限までに遺産分割協議が調わない場合には、配偶者の税額軽減の適用を受けることができないため、多額の納税を強いられることにもなりかねません。

（文責：山本和義）